○広報おわりあさひ広告掲載要領

（趣旨）

第１条　この要領は、尾張旭市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、尾張旭市（以下「市」という。）が発行する広報誌「広報おわりあさひ」（以下「広報誌」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の掲載基準）

第２条　広報誌に掲載する広告の基準は、要綱第３条に定めるところによる。

（広告の規格）

第３条　広告の規格は、次のとおりとする。

（１）　広報誌　１枠横８．５センチメートル、縦６センチメートルで、４色刷りを基本とする。ただし、広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）の希望により、２枠分の大きさ（横１７．３センチメートル、縦６センチメートル又は横８．５センチメートル、縦１２．３センチメートル）、４枠分の大きさ（横１７．３センチメートル、縦１２．３センチメートル）で掲載することもできるものとする。

（２）　広報誌臨時号（以下「臨時号」という。）　１枠横１７．３センチメートル、縦４．３センチメートルで、２色刷りを基本とする。

（広告の掲載位置及び掲載数）

第４条　広告を掲載する位置は、次のとおりとする。なお、掲載数は、市長が指定する。

（１）　広報誌　毎号の最終ページ（裏表紙）

（２）　臨時号　表紙及び裏表紙を除くページの最下段

（広告の掲載期間）

第５条　広告の掲載期間は、次のとおりとする。

（１）　広報誌　１号（１か月）単位

（２）　臨時号　おおむね１年単位

（広告掲載料）

第６条　広告の掲載料は、次のとおりとする。

（１）　広報誌　１枠当たり３０，０００円（税込み）

（２）　臨時号　１枠当たり２５，０００円（税込み）

（広告の募集方法）

第７条　広告の募集は、広報誌及び市ホームページによる公募、市との契約に基づき広告掲載に係る業務を委託された広告代理店等による募集、その他の方法により行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第８条　申込者は、当該広告の掲載を希望する広報誌（以下「掲載号」という。）の発行日の前日から起算して60日前までに、要綱第６条の規定により尾張旭市広告掲載申込書（以下「掲載申込書」とい

う。第１号様式）を市長に提出するものとする。

（広告掲載の決定等）

第９条　市長は、前条の掲載申込書を受け付けたときは、その内容等を審査し、掲載の可否を決定し、受付日の翌日から起算して10日以内に、尾張旭市広告掲載決定通知書（第２号様式）により申込者に通知するものとする。

２　要綱第３条の掲載基準に適合する広告で、同一号の広報誌に対し、広告掲載数の枠を超えた申込みがあったときは、掲載申込書の受付日の早い広告から順に掲載する。

３　前項の規定によっても決定できない場合は、抽選で決定する。

（広告のデザイン等）

第10条　広告のデザイン及び内容は、市のイメージを損なうことのないよう、広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）と調整してから掲載するものとする。

２　広告原稿は、広告主の負担で作成し、掲載号発行月の前月の初日までに企画部広報広聴課に提出するものとする。

（広告掲載料の納付）

第11条　広告主は、第９条に規定する決定通知書による掲載決定通知を受けたときは、掲載号の発行日の前日から起算して30日前までに市の発行する納付書により広告掲載料を一括して納付しなければならない。

（所管課）

第12条　この掲載要領を所管する課は、企画部広報広聴課とする。

附　則

この要領は、平成20年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成23年２月９日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成26年２月７日から施行する。

２　改正後の第６条の規定は、平成26年４月15日号以降の広告掲載料について適用し、同年３月15日号以前の広告掲載料については、なお従前の例による。

附　則

１　この要領は、平成30年２月５日から施行する。

２　改正後の第６条の規定は、平成30年４月15日号以降の広告掲載料について適用し、同年３月15日号以前の広告掲載料については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和元年６月20日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱等の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙で、現に残存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

1　この要領は、令和３年11月25日から施行する。

附　則

1　この要領は、令和５年12月14日から施行する。

2　改正後の第６条の規定は、令和６年５月号以降の広告掲載料について適用し、同年３月１５日号以前の広告掲載料については、なお従前の例による。

第１号様式（第８条関係）

尾張旭市広告掲載申込書

年　　月　　日

尾張旭市長　殿

広告掲載申込者

住所又は所在地	
氏名又は名称及び代表者氏名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
担当者氏名	

尾張旭市広告掲載要綱第６条の規定により、下記のとおり広告の掲載等を申し込みます。

なお、この申込みに対する審査に当たり、尾張旭市の市税等の納税状況を確認することについて、同意します。

記

１　広告媒体の種類　　広報おわりあさひ

２　広告の内容

３　掲載希望月等

掲載を希望する項目にチェックし、広報おわりあさひを希望する場合は、掲載希望月及び掲載希望枠を記入してください。

□　広報おわりあさひ

□　広報おわりあさひ臨時号

４　申込者の業務内容等が分かるもの

第２号様式（第９条関係）

尾張旭市広告掲載決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

尾張旭市長　　印

　　年　　月　　日付けで申込みのあった広告の掲載等について、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　決定区分　　□掲載する

□掲載しない
理由

２　原稿提出期限　　年　　月　　日

３　広告掲載料　　金　　円

４　掲載料納付期限　　年　　月　　日

５　その他